**令和４年度使用義務教育諸学校教科用図書採択の基本事項**

別添

**１　市町村教育委員会における採択の基準について**

（１）　小学校及び義務教育学校前期課程（以下、「小学校」という。）の令和４年度使用教科用図書については、学校教育法附則第９条の規定による特別支援学級における教科用図書（以下、「附則第９条の規定による一般図書（特別支援学校・学級用）」という。）を除き、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第１４条、同法施行令第１５条第１項の規定により、令和３年度使用教科用図書と同一の教科書を採択しなければならないこと。また、無償措置法施行令第１５条第２項、第３項及び同法施行規則第６条の規定により、新たに採択する必要が生じたときは、令和元年度の採択基準に準じて行うこと。

（２）　中学校及び義務教育学校後期課程（以下、「中学校」という。）の令和４年度使用教科用図書については、附則第９条の規定による一般図書（特別支援学校・学級用）を除き、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第１４条、同法施行令第１５条第１項の規定により、令和３年度使用教科用図書と同一の教科書を採択しなければならないこと。また、無償措置法施行令第１５条第２項、第３項及び同法施行規則第６条の規定により、新たに採択する必要が生じたときは、令和２年度の採択基準に準じて行うこと。

　　　　なお、令和３年度においては、自由社の「新しい歴史教科書」について、新たに発行されることとなったことから、無償措置法施行規則第６条第３号により採択替えを行うことも可能である。その際、以下の事項に留意すること。

ア　採択替えを行うことができるのは、新たに発行されることとなった教科書の種目のみであり、その他の種目の教科書について、採択替えを行うことはできないこと。

　　イ　採択替えを行うか否かは、採択権者の判断によるべきものであること。その際、大阪府教育委員会（以下、「府教育委員会」という。）が別に提示する中学校教科用図書選定資料（社会歴史的分野）のほか、令和２年度における採択の理由や検討の経緯及び内容等を踏まえて判断することも考えられること。

　　ウ　新たに発行されることとなった教科書の種目の全ての教科書について、採択権者において改めて調査研究等を行った結果、採択している教科書又は新たに発行されることとなった教科書以外の教科書に採択替えすることも可能であること。

　　エ　上記を含めて採択替えを行う場合には、２以上の町村を併せた地域で構成された採択地区（以下、「共同採択地区」という。）の関係町村教育委員会については、２（１）に定める教科用図書採択地区協議会運営要領によること。また、指定都市並びに１市１採択地区（以下、「単独採択地区」という。）の教育委員会については、２（２）に定める教科用図書選定委員会運営要領によること。あわせて、無償措置法の規定の趣旨に則り、教科書採択の公正性・透明性を確保する観点から、採択結果及びその理由をはじめとする教科書の採択に関する情報の積極的な公表に取り組み、採択に関する説明責任を果たすことが必要であること。

　　オ　採択替え後の教科書を採択する期間は、同一の教科書を採択しなければならない期間として無償措置法施行令第１５条第１項に規定する４年間から採択替え前の期間を控除した期間であること。

（３）　附則第９条の規定による一般図書（特別支援学校・学級用）を採択する場合の基準を次のとおりとする。

ア　児童・生徒の障がいや発達の状況を考慮し、最も適切な教科用図書を採択すること。

イ　文部科学省の検定を経た下学年用教科書又は文部科学省著作教科書の採択を十分考慮すること。その際、府教育委員会が令和元年度に提示した小学校教科用図書選定資料及び、令和２年度に提示した中学校教科用図書選定資料、別に提示する中学校教科用図書選定資料（社会歴史的分野）を参考にすること。また、これら以外の一般図書（特別支援学校・学級用）を採択する場合には、府教育委員会が平成２９年度に提示した附則第９条関係教科用図書選定資料を活用すること。

**２　採択地区協議会並びに選定委員会運営要領について**

（１）教科用図書採択地区協議会運営要領

無償措置法施行規則第６条第３号の規定により、中学校社会（歴史的分野）の採択替えを行う場合には、共同採択地区内の関係町村教育委員会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第１３条第４項の規定により教科用図書採択地区協議会（以下、「協議会」という。）を設置し、協議により定めた規約のほか、次の要領によって運営すること。

ア　協議会は教科用図書の調査及び研究を行い、関係町村教育委員会の諮問に応じて答申すること。

イ　協議会の会議において必要な場合には、府教育庁職員の指導・助言を求めることができる。

ウ　専門的な調査検討を行うため、調査員を置くこと。

エ　調査員は、関係町村教育委員会の事務局職員並びに所管する小・中学校の校長・教員のうちから、当該教科についてすぐれた専門的知識を有する者を委嘱・任命すること。

オ　調査員の数は、協議会が種目ごとに定めること。

カ　調査員は、採択が適正に行われるために、府教育委員会が別に提示する中学校教科用図書選定資料を活用し必要な調査検討を行い、適切な資料を「キ」による調査研究委員会又は協議会に報告すること。

キ　協議会は、調査員の作成資料を整理検討するため、必要に応じ調査研究委員会を設けることができる。

ク　調査研究委員会は、調査員、小・中学校の校長・教員、教育委員会の事務局職員のうちから、協議会が委嘱した委員で組織すること。なお、府教育庁職員の助言を求めることができる。

ケ　調査研究委員会は、教科用図書の選定に関する意見を協議会に具申すること。

コ　協議会の委員、調査員、調査研究委員会の構成員は、教科用図書の採択に直接の利害関係を有しない者であること。なお、別紙様式１による誓約書を所属の教育委員会に提出させること。

サ　令和４年度に使用する教科用図書の採択に関する学校及び教科等研究会の意見については、校長又は研究会の代表者を通じ、資料を付して、それぞれの所属する教育委員会または協議会に申し出ることができるものとすること。

（２）教科用図書選定委員会運営要領

　　　　無償措置法施行規則第６条第３号の規定により、中学校社会（歴史的分野）の採択替えを行う場合には、単独採択地区の教育委員会は、教科用図書選定委員会（以下、「委員会」という。）を設置し、次の要領によって運営すること。

ア　委員会は、教科用図書の調査及び研究を行い、教育委員会の諮問に応じて答申すること。

イ　委員会は、教育委員会が教育委員会事務局職員、管内義務教育諸学校の校長・教員、市立の小・中学校に在籍する児童・生徒の保護者のうちから任命又は委嘱した委員をもって組織すること。

ウ　委員会の会議において必要な場合には、府教育庁職員の助言を求めることができる。

エ　委員会は、専門的な調査検討を行うため、調査員を置くこと。

オ　教育委員会は、事務局職員並びに所管する小・中学校の校長・教員のうち、当該教科についてすぐれた専門的知識を有する者を調査員に委嘱・任命すること。

カ　調査員の数は、委員会が種目ごとに定めること。

キ　調査員は、採択が適正に行われるために、府教育委員会が別に提示する中学校教科用図書選定資料を活用し必要な調査検討を行い、適切な資料を委員会に報告すること。

ク　委員会の委員、調査員は、教科用図書の採択に直接の利害関係を有しない者であること。

なお、別紙様式２による誓約書を提出させること。

ケ　令和４年度に使用する教科用図書の採択に関する学校及び教科等研究会の意見については、校長又は研究会の代表者を通じ、資料を付して、教育委員会または委員会に申し出ることができるものとすること。

コ　委員会及び調査研究に要する経費については、教育委員会が負担すること。

**３　国立・私立学校における採択について**

（１）　小学校の令和４年度使用教科用図書については、附則第９条の規定による一般図書（特別支援学校・学級用）を除き、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第１４条、同法施行令第１５条第１項の規定により、令和３年使用教科用図書と同一の教科書を採択しなければならないこと。また、無償措置法施行令第１５条第２項、第３項及び同法施行規則第６条の規定により、新たに採択する必要が生じたときは、令和元年度の採択基準に準じて行うこと。

ただし、学校教育法施行規則第５０条第２項の規定により、道徳に代えて宗教を教育課程に編成する私立小学校の場合、道徳を採択する必要はないこと。

（２）　中学校の令和４年度使用教科用図書の採択については、附則第９条の規定による一般図書（特別支援学校・学級用）を除き、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第１４条、同法施行令第１５条第１項の規定により、令和３年使用教科用図書と同一の教科書を採択しなければならないこと。また、無償措置法施行令第１５条第２項、第３項及び同法施行規則第６条の規定により、新たに採択する必要が生じたときは、令和２年度の採択基準に準じて行うこと。

ただし、学校教育法施行規則第５０条第２項の規定により、道徳に代えて宗教を教育課程に編成する私立中学校の場合、道徳を採択する必要はないこと。

　　　　なお、令和３年度においては、自由社の「新しい歴史教科書」について、新たに発行されることとなったことから、無償措置法施行規則第６条第３号により採択替えを行うことも可能である。その際、以下の事項に留意すること。

ア　採択替えを行うことができるのは、新たに発行されることとなった教科書の種目のみであり、その他の種目の教科書について、採択替えを行うことはできないこと。

　　イ　採択替えを行うか否かは、採択権者の判断によるべきものであること。その際、大阪府教育委員会（以下、「府教育委員会」という。）が別に提示する中学校教科用図書選定資料（社会歴史的分野）のほか、令和２年度における採択の理由や検討の経緯及び内容等を踏まえて判断することも考えられること。

　　ウ　新たに発行されることとなった教科書の種目の全ての教科書について、採択権者において改めて調査研究等を行った結果、採択している教科書又は新たに発行されることとなった教科書以外の教科書に採択替えすることも可能であること。

　　エ　上記を含めて採択替えを行う場合には、無償措置法の規定の趣旨に則り、教科書採択の公正性・透明性を確保する観点から、採択結果及びその理由をはじめとする教科書の採択に関する情報の積極的な公表に取り組み、採択に関する説明責任を果たすことが必要であること。

　　オ　採択替え後の教科書を採択する期間は、同一の教科書を採択しなければならない期間として無償措置法施行令第１５条第１項に規定する４年間から採択替え前の期間を控除した期間であること。

（３）　附則第９条の規定による一般図書（特別支援学校・学級用）の採択については、文部科学省の検定を経た下学年用教科書又は文部科学省著作教科書の採択を十分考慮すること。その際、府教育委員会が令和元年度に提示した小学校教科用図書選定資料及び、令和２年度に提示した中学校教科用図書選定資料、別に提示する中学校教科用図書選定資料（社会歴史的分野）を参考にすること。また、これら以外の一般図書（特別支援学校・学級用）を採択する場合には、府教育委員会が平成２９年度に提示した附則第９条関係教科用図書選定資料を活用すること。

**４　府立の義務教育諸学校における選定について**

（１）　府立中学校における選定については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第１４条、同法施行令第１５条第１項の規定により、令和３年使用教科用図書と同一の教科書を選定しなければならないこと。また、無償措置法施行令第１５条第２項、第３項及び同法施行規則第６条の規定により、新たに選定する必要が生じたときは、令和２年度の選定基準に準じて行うこと。

無償措置法施行規則第６条第３号の規定により、中学校社会（歴史的分野）の採択替えを行う場合には、府教育委員会が別に提示する中学校教科用図書選定資料（社会歴史的分野）を活用すること。

（２）　府立支援学校の小・中学部における選定についての基準を、次のとおりとする。

ア　児童・生徒の障がいや発達の状況を考慮し、最も適切な教科用図書を選定すること。

イ　障がいを有する児童・生徒の教育に当たっては、同一の学習集団において同一の教科用図書を使用するのが望ましいので、このことに留意して選定すること。

ウ　附則第９条の規定による一般図書（特別支援学校・学級用）の選定にあたっては、文部科学省の検定を経た下学年用教科書又は文部科学省著作教科書の選定を十分考慮すること。その際、府教育委員会が令和元年度に提示した小学校教科用図書選定資料及び、令和２年度に提示した中学校教科用図書選定資料、別に提示する中学校教科用図書選定資料（社会歴史的分野）を参考にすること。また、これら以外の一般図書（特別支援学校・学級用）を選定する場合には、府教育委員会が平成２９年度に提示した附則第９条関係教科用図書選定資料を活用すること。

**５　採択の公正確保について**

　採択の適正を期するため、静ひつな採択環境を確保し、宣伝活動等に影響されることなく､自主的な調査研究により公正な採択を行うこと。

（別紙様式１）

　　○　○　教育委員会　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　職

名　前　　　　　　　　　　　印

わたくしは、○○地区義務教育諸学校教科用図書採択地区協議会規約

第○条第○項に規定されている教科用図書の採択に直接の利害関係を

有する者でないことを誓約します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　　 年　　　 月　　　 日

（別紙様式２）

　　○　○　教育委員会　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　職

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　前　　　　　　　　　　　印

わたくしは、○○市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則

　第○条第○項に規定されている教科用図書の採択に直接の利害関係を

有する者でないことを誓約します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　　 年　　　 月　　　 日